平成２８年（フ）第３６号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1000―２、住民票上の住所群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1772番地１
破産者　岸　　智成
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４０号
群馬県前橋市荒牧町１丁目19番地２　ドルチェ２番館　202号
破産者　ライジングプランこと　上原　亮一
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第９８５号
さいたま市南区大字大谷口5413番地　12棟104号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市戸塚３丁目29番10―103号　コスモ川口戸塚けやき通り
破産者　小宮　眞一
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０１号
埼玉県川口市大字安行領根岸3002番地の２
破産者　鈴木由香里（旧姓國安）
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
さいたま市南区大字太田窪3509番地１
破産者　但野久美子
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
さいたま市見沼区宮ヶ谷塔３丁目367番地６、旧住所さいたま市緑区馬場２丁目１番地11セジュールエクセル103
破産者　並木　亮太
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
岐阜県高山市山口町1307番地　桜ケ丘団地Ｃ棟688号
破産者　砂田嘉代子
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
静岡県焼津市坂本217番地　坂本南団地５号、開始決定時住所静岡県焼津市駅北１丁目12番12―201号
破産者　小関　道昭
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
愛知県豊橋市原町字蔵社90番地１（１―201）
破産者　村上　京子
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１６４号
滋賀県彦根市西今町1071番地13（107号）、前住所石川県小松市日の出町１丁目158番地レオパレス小松駅東305
破産者　福田　　肇
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１９号
滋賀県東近江市湯屋町973番地
破産者　西澤木工こと　西澤　正春
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２０号
滋賀県彦根市松原町1849番地122、開始決定時の住所滋賀県彦根市楡町443番地３（101号）
破産者　西澤木工こと　西澤　朋広
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３２０２号
大阪市住吉区南住吉４丁目７番18―501号
破産者　長船　龍介
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６４８号
大阪府茨木市松ケ本町５番41号　レジオン小島　408号、前住所大阪市淀川区東三国３丁目９番21―1506号
破産者　小玉　　光
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０３２号
大阪市北区菅原町10番12―709号
破産者　アイリス紀ノ川販売センターこと　武本　義雄
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５００３号
大阪府茨木市太田２丁目８番18号　協和マンション　206号
破産者　武田　明美（旧姓首藤）
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０１１号
大阪市平野区加美北１丁目４番30号　山本住宅122号
破産者　北川　昭夫
１　決定年月日　平成28年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部